

広島県勤労者山岳連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 この連盟は、広島県勤労者山岳連盟(略称「労山広島県連」とよび、事務所を広島県内におく。
- 第2条 この連盟は、日本勤労者山岳連盟(以下「全国連盟」)に所属する。
- 第3条 この連盟は、健康で文化的な生活のひとつである登山・ハイキングを平和で民主的な県民生活に根ざしたスポーツ・レクリエーションとして、普及し発展させることを目的とする。
- 第4条 この連盟は、前条の目的を遂行するために次の活動をおこなう。
1. 加盟団体相互の交流
 2. 広範な登山愛好者の組織化
 3. 県民の登山要求に応える活動
 4. 登山の技術とモラルの向上
 5. 登山事故の防止と救助・救済 *1
 6. 登山をする条件の改善
 7. 山岳自然保護
 8. 機関紙や書籍の発行
 9. 諸団体との協力・共同
 10. その他、目的遂行に必要な活動
- 第5条 この連盟は、この規約を承認する山岳会・クラブ(以下「加盟団体」)によって構成される。

第2章 組 織

- 第6条 この連盟の基礎組織は加盟団体である。加盟団体はこの連盟の活動に等しく参加する権利と義務を有する。
- 第7条 この連盟は、その活動の補助組織として「地区連盟」をつくることができる。地区連盟の地域・名称・活動等に関する規定は別に定める。*2
- 第8条 この連盟は、その活動に資するために、歴史的・地理的に関係の深い複数の地方連盟で構成する「地方協議会」に所属することができる。

第3章 機 関

- 第9条 この連盟に、次の機関をおく。
1. 総会
 2. 理事会
- 第10条 総会は、この連盟の最高決議機関であり、年に1回会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、もしくは3分の1以上の理事または2分の1以上の加盟団体からの要求があったときは、臨時に総会を招集しなければならない。
- 2 総会は、連盟役員および加盟団体ごとに選出された代議員によって構成される。ただし、連盟役員は代議員を兼ねることができない。
 - 3 総会は、代議員の過半数の出席で成立し、決議は出席代議員の過半数を必要とする。委任状は議長宛で、会議の多数意志にしたがうものとし、総会の成立要件に含める。
 - 4 総会代議員は、総会が開かれる月の前月末日現在における加盟団体ごとの構成員(以下「会員」)の人数に基づいて、会員10名に1名の割合とし、端数があれば1名を追加する。
- 第11条 総会は、次の事項を審議決定する。
1. 連盟活動の総括と方針
 2. 予算および決算
 3. 連盟役員の選出
 4. 規約にかかわる表彰・処分
 5. 趣意書および規約の改廃
 6. その他、連盟の目的遂行に必要な事項
- 第12条 理事会は、連盟の方針にもとづき連盟業務を執行する。
- 2 理事会は、理事長が随時招集する。
 - 3 理事会は、理事長・副理事長および理事によって構成される。
 - 4 理事会は、必要に応じて会長・副会長に出席を求めることができる。
 - 5 理事会は、執行事項を総会に報告し、承認をうける。
- 第13条 理事会は、次の事項を執行する。
1. 総会決定事項の具体化
 2. 各種原案の企画作成
 3. 所轄の事務連絡および報告
 4. 各種集会および代表者会議の開催
 5. 事務局・専門部の総括と運営
 6. 専門部員の選任
 7. 緊急事項の処理
 8. その他、連盟の日常業務に必要な事項
- 第14条 この連盟は、執行機関として専門部(事務局を含む)をおく。専門部の種類・名称・任務等については別に定める。*3

- 2 専門部は、連盟役員(監事を除く)および理事会の議を経て理事長が委嘱した専門部員で構成する。ただし、その責任者は連盟役員(監事を除く)とする。
- 3 この連盟は、理事会が目的遂行のために必要と認めたときは、特別委員会をおくことができる。特別委員会の構成等は第2項に準じ、その活動内容は総会に報告する。

第4章 役員

第15条 この連盟に次の役員をおく。

1. 会長(1名)
2. 副会長(若干名)
3. 理事長(1名)
4. 副理事長(若干名)
5. 理事(若干名)
6. 監事(2名)

第16条 役員は、会員から選出する。役員選出に関する規定は、別に定める。*4

第17条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、この連盟を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は、連盟業務を統括する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 理事は、連盟業務を執行する。
6. 監事は、連盟の会計を監査し、その結果を総会および理事会に報告する。

第18条 役員の選出は総会でおこない、任期は次期総会までとする。ただし、再選は妨げない。

- 2 補充役員の選任は理事会でおこなう。その任期は前任者の残任期間とする。

第19条 この連盟は、会長・副会長の任にあった者および長年に渡りこの連盟の顧問・役員等の任にあつて連盟の拡充・発展に貢献した者を理事会の発議、総会の承認によって名誉会員にする。

- 2 この連盟は、理事会または総会の承認によって顧問を委嘱することができる。

第5章 加盟・脱退

第20条 山岳会・クラブは、所定の手続にもとづき加盟費を添えて連盟に申し込み、理事会の承認を得れば、この連盟の加盟団体となることができる。

第21条 加盟団体は、所定の手続にもとづきこの連盟を自由に脱退することができる。

- 2 連盟は、所属の加盟団体が連盟費の納期を6ヶ月経過してもなお理由なく滞納している場合は、除籍することができる。

第6章 財政

第22条 この連盟の経費は、加盟費・連盟費・事業収入・寄付金等によってまかなう。

第23条 加盟費は、1団体につき1000円とする。

第24条 連盟費は、次のとおりとし、4月および10月に前納する。

1. 連盟費は、団体を基準とする一律分担金(6ヶ月分)とその会員数を基準とする比例分担金で構成する。
2. 一律分担金は1団体につき、全国連盟の「連盟費に関する規定」第2条の算式中第1項に定められた金額の半額とする。ただし、中途加盟団体の場合は、月割計算とする。
3. 比例分担金は会員1名につき、全国連盟の「連盟費に関する規定」第2条の算式中第2項に定められた金額に130円を加えた額を月額とする。ただし、会員数は、4月前納の場合は3月末日、10月前納の場合は9月末日、中途加盟の場合は加盟申請時点のものとする。

第25条 この連盟の会計年度は、3月1日より翌年の2月末日までとする。

- 2 この連盟は、一般会計の他に、必要に応じて特別会計を設けることができる。

第26条 加盟団体がこの連盟を脱退する場合または除籍される場合においては、納入した加盟費および連盟費は返還しない。

第7章 表彰・処分

第27条 この連盟は、理事会が必要と認めたときは、加盟団体および会員を総会で表彰することができる。

第28条 この連盟は、連盟の名誉と団結を著しく損なう行為があつた場合は、理事会の決定で役員を罷免を、総会の決定で加盟団体の除籍をすることができる。ただ、これらの決議は決議権者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第8章 雑 則

第29条 この連盟のすべての会議は、会員に対して公開とすることを原則とする。

第30条 この規約に定められていない事項については、理事会が規約の趣旨にもとづいて処理することができる。

第31条 この規約の改廃は、総会において3分の2以上の賛成を必要とする。

附則 この規約は、1975年2月2日から実施する。(1988年3月27日全面改定)

附則 この規約は、1992年3月29日から実施する。

附則 この規約は、1996年3月24日から実施する。

附則 この規約は、1999年3月28日から実施する。

附則 この規約は、2014年3月30日から実施する。

附則 この規定は、2015年3月29日から実施する。

- *1 広島県勤労者山岳連盟教育遭難対策規程
- *2 定めなし。
- *3 専門部に関する規定
- *4 役員選出に関する規定